

社会福祉法人北見愛育会 理事・監事・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北見愛育会(以下「本会」という。)の定款施行細則22条に基づき、本会の理事、監事、及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員・評議員等」という。)の報酬に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 報酬は、本会と委任関係にある役員・評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 本会の役員・評議員等が本会の理事会・評議員会に出席したとき及び本会の行事等に業務として出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(報酬の総額)

第4条 役員の報酬総額は、各年度700,000円を超えない範囲とする。

(重複支給の防止)

第5条 この規程に基づく報酬は、同一日における本会業務への重複出席に対しても1回限りの支給とする。

(報酬の支給)

第6条 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

2 報酬の支給日は第3条による支払事由の発生当月の末締めとし、翌月25日以内に支給する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年2月21日改正し、平成30年1月1日から遡及し適用する。

附則 この規程は、令和元年6月17日改正し、平成31年4月1日から適用する。

別表1

名 称	報酬日額(交通費込)
理事長	7,500円
理事・監事	6,500円
評議員	6,500円
評議員選任・解任委員	6,500円